

平成 3 0 年度施策に関する事後評価書（案）
（通常評価対象施策）

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。					
達成すべき目標	2030年度の温室効果ガス排出を2013年度比26%削減(2005年度比25.4%削減)の水準にするとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	74,808	80,560	82,559	89,630
		補正予算(b)	1,000	1,000	-	
		繰越し等(c)	-5,817	4,802	3,142	
		合計(a+b+c)	69,991	86,362	85,701	
	執行額(百万円)	45,079	64,434	61,335		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連提出) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(平成28年5月13日閣議決定) 					

測定指標	温室効果ガス総排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和12年度	-
		14億800万	13億6,200万	13億2,300万	13億700万	12億9,200万	-	10億4,200万	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和12年度	-
		12億3,500万	11億8,700万	11億4,700万	11億2,800万	11億1,100万	-	9億2,700万	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和12年度	-
		1億3,440万	1億3,250万	1億3,040万	1億3,000万	1億2,990万	-	1億2,350万	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和12年度	-
		3,860万	4,230万	4,530万	4,880万	5,100万	-	2,890万	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和12年度	-
		-	5,790万	5,880万	5,540万	5,570万	-	約3,700万	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
「COOL CHOICE」賛同者数(個人)	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和12年度	○	
	-	-	-	214万人	515万人	664万人	600万人		
	年度ごとの目標	-	-	120万人	240万人	420万人	-	-	

	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>【温室効果ガスの排出状況】</p> <p><温室効果排出量></p> <p>○平成29年度の温室効果ガス排出量は、前年度比1.2%減(1,600万トン減)となった。この原因としては、太陽光発電及び風力発電等の導入拡大や原子力発電の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO2排出量が減少したこと等が挙げられる。</p> <p><温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)></p> <p>○2030年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた「地球温暖化対策計画」を、平成28年5月13日に閣議決定し、これに基づき、省エネの徹底及び再エネの最大限の導入等の施策を推進している。</p> <p>○総理の指示のもと、平成30年7月に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」による提言がなされた。なお、令和元年6月11日には長期戦略が閣議決定された。</p> <p><代替フロン等ガスの排出抑制></p> <p>○代替フロン等4ガスの排出量が増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(平成29年度は前年度比5.4%増)したことが原因である。</p> <p>○平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類対策WGとの合同会議において、フロン類対策のフォローアップを進め、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」を取りまとめた。同報告書を踏まえ、フロン排出抑制法改正案を国会に提出した。</p> <p><吸収源による温室効果ガスの排出抑制></p> <p>○令和2(2020)年度の吸収量目標値は、京都議定書第2約束期間の算定ルールに則して、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO2以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO2の確保を目標としている。また、令和12(2030)年度は森林吸収源対策で約2,780万t-CO2、他吸収源とあわせて計約3,700万t-CO2の確保を目標としている。</p> <p>○平成29年度の吸収量の数値は、令和2年度目標値を十分に上回っているが、今後、森林の高齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意が必要。</p> <p><COOL CHOICEの賛同者数></p> <p>○COOL CHOICEの賛同者数(個人)は、平成30年度末時点で660万人に達し、「地球温暖化対策のための国民運動実施計画」で設定した目標の600万人を達成した。</p>	<p>(判断根拠)</p>
<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>【温室効果ガスの排出削減】</p> <p>○2030年度の2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)という目標、さらには2050年までに80%削減を目指すという長期目標の達成に向け、さらなる継続的努力が必要。</p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を適切に行う必要がある。</p> <p>○パリ協定を踏まえた削減目標の定期的な更新、提出、前進や地球温暖化対策計画の見直しに備えた対策・施策の検討を行う必要がある。</p> <p>○総理の指示のもと、平成30年7月に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」による提言を踏まえ、長期戦略を策定した。</p> <p>○我が国の温室効果ガス削減目標に深刻な支障を来すことが懸念される石炭火力発電に関して、事業者による事業計画の断念、見直しや、投資家等が関連資産からの投資を引き上げる、いわゆる「ダイベストメント」など、その抑制の動きがある中で、電気事業レビューや環境アセスメントを通じた厳しい姿勢で臨む必要がある。</p> <p>【吸収源対策】</p> <p>○我が国の吸収量を正しく算定し、算定結果が国際的に認められるためには、吸収源対策に関する国内体制整備が重要である。</p> <p>○ただし、吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要がある。(森林経営活動は林野庁の所管)</p> <p>【フロン類対策】</p> <p>○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率がここ10年ほど3割程度で横ばいの状況であるとともに、代替フロンの排出量が増加しているため、平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類対策WGとの合同会議において進めているフロン類対策のフォローアップにおいて、フロン類の廃棄時回収率低迷の要因の分析との向上対策の議論等を進め、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」を取りまとめた。同報告書を踏まえ、同年3月にフロン排出抑制法改正案を国会に提出した。</p> <p>【国民への普及啓発】</p> <p>○家庭部門での4割削減の達成に向け、COOL CHOICEの旗印の下、国民全体に地球温暖化対策に資する行動を呼びかけている。</p> <p>○平成30年度は、省エネ家電、省エネ住宅、エコカー、低炭素物流、シェアリングエコノミーの5分野について国民への訴求を行っている。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【温室効果ガスの排出削減】 <施策> ○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。 ○平成30年7月に設置された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」の提言を踏まえた長期戦略(令和元年6月11日閣議決定済み)に基づき、国内の大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現していく。 ○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。 <測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【吸収源対策】 <施策> ○令和2(2020)年度までの第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行う。 ○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内算定体制の検討を行う。 ○さらに、パリ協定の実施細則の構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。 <測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【フロン類対策】 <施策> ○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。 ○フロン類の廃棄時回収率について、10年以上3割台で低迷しているところ、地球温暖化対策計画に定める2020年50%(目安)、2030年70%の目標達成に向け、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議においてとりまとめられた「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」を踏まえて、フロン排出抑制法改正案(第198回国会において成立済み)の着実な施行を含め、廃棄時回収率向上に向けた抜本的な対策を推進する。 <測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【国民への普及啓発】 <施策> ○地球温暖化は待ったなしの課題であるという危機意識を共有するとともに、室内温度の適切な設定、省エネ家電・LED照明・エコカーへの買換え、エコドライブ等の地球温暖化対策に資する行動に結びつける。 <測定指標> ○パリ協定等を踏まえ、平成28年に国民の意識変革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発活動を見直し、「COOL CHOICE」を旗印とした推進体制を構築したところ。「COOL CHOICE」賛同者数は順調に増加しており、推進体制の基礎固めが終わったため、当該指標の見直しを検討する。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において地球温暖化対策計画の進捗状況の点検の議論を行った。 ○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会において長期戦略に関する基本的考え方について議論を行い、提言をとりまとめた。 ○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法の改善について議論を行った。 ○中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」をとりまとめた。同報告書を踏まえ、第198回国会にフロン排出抑制法改正案を提出した。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p></p>				
<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 低炭素社会推進室 フロン対策室 脱炭素化イノベーション研究調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>木野修宏 馬場康弘 大井通博</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年6月</p>

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-2)

施策名	1-2. 世界全体での抜本的な排出削減への貢献				
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2℃目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への低炭素技術の普及を推進する。				
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。				
施策の予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	16,339	16,374	14,031	16,750
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	792	-4,528	7,908	
合計(a+b+c)	17,131	11,846	21,939		
執行額(百万円)	16,158	10,080	12,665		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(平成29年12月12日改訂) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定) ・攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日 外務省、経済産業省、環境省 温対本部報告) 				

測定指標	パリ協定の実施に向けた貢献	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		交渉への貢献として、日本から正式な文書意見(サブミッション)を8件行った。また、途上国における測定、報告、検証の実施について、19か国への支援を行った。					-	-
	JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開の累積の事業規模(環境省施策分)(単位:億円)	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	○
年度ごとの目標	218	633	963	1587	2371	2,000		
IPCCへの貢献	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	IPCC各種報告書の執筆者会合等に述べ23件の専門家派遣を実施した。日本からは、土地特別報告書、海洋・雪氷圏特別報告書の執筆者として計7名、第6次評価報告書の執筆者として計35名が選ばれ、うち環境省から12名を支援することとなった。					-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた途上国等への低炭素技術普及推進】 ○目標年度までに目標値を達成した。</p> <p>【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○気候変動枠組条約COP23において、パリ協定の実施指針の議論に貢献し、また、同指針等に対して日本から8件の正式な文書意見を提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、各種特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による10年にわたる継続観測によって得られた観測データは、IPCC第6次評価報告書等の各種報告書の作成に用いられる論文に活用されることが期待される。 ○平成30年10月には観測精度を向上させた「いぶき2号」(GOSAT-2)を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始した。 ○IPCC第6次評価報告書の作成に用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、初版を公表した。</p>
	施策の分析	<p>○令和元年5月末時点で137件のJCM資金支援事業を実施しており、うち40件がJCMプロジェクトとして登録済みである。</p> <p>○令和元年5月末時点で、環境省施策分で55件のMRV方法論が承認された。また、5か国の17件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。</p> <p>○なお、攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省、温対本部))に定められたJCM署名国の目標(3年間で倍増、8か国→16か国)については、1年前倒しで達成した。</p> <p>○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データを利用した論文や関連した論文が平成30年度には、40件以上(平成19年度以降合計350件以上)発行されており、気候変動に関する知見の共有・活用によって施策目標に有効に寄与している。</p> <p>○パリ協定の実施指針の交渉については、途上国と先進国の意見が平行線の部分も見られたが、2018年中に同指針を採択するとの期限に向けて概ね順調に進展した。</p>

	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。</p> <p>【測定指標】 変更の必要なし。</p>
--	---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会において、JCMの進捗状況についての議論を行った。</p> <p>○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合(平成30年度実績:3回開催)での議論を「いぶき」後継機の開発に反映させている。</p> <p>○IPCC第6次評価報告書の作成に用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックについて、国内外の専門家に執筆・レビューをいただいた。</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	海外展開戦略(環境)・地球温暖化対策計画・約束草案
---------------------------	---------------------------

担当部局名	地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室 市場メカニズム室	作成責任者名 (※記入は任意)	小川真佐子 鮎川 智一	政策評価実施時期	令和元年6月
-------	----------------------------------	--------------------	----------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-6)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進					
施策の概要	気候変動の影響への適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。					
達成すべき目標	適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	391	702	850	865
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	391	702	-	-
執行額(百万円)	348	683	838	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定) ・気候変動適応計画(平成30年11月閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 					

測定指標	気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度	△
		-	-	38	43	56	64	67	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和2年度	-
		-	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	適応計画策定	適応計画のフォローアップ方法の検討	適応計画のフォローアップの試行	気候変動適応法施行及び、法に基づく気候変動適応計画の策定	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	
		-	-	-	-	-	-	-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
	気候変動影響評価・適応計画策定等の協力プロジェクトを行った国の数	基準値	実績値					目標値	達成
-		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	○	
-		-	-	6	8	8	10		
-		-	-	6	6	8	-		
年度ごとの目標	-	-	6	6	8	-			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>【気候変動適応に関する基盤的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動適応情報プラットフォームを引き続き運用し、適応に関する情報発信を行った。 ○気候変動及びその影響の観測・監視の推進、気候変動予測及び影響評価を検討するチームを立ち上げ、今後の方向性について議論を行い、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響等小委員会に対し報告を行った。 ○気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループを設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイト内容等について検討を行った。 ○気候変動適応法の施行に合わせ、平成30年12月にシンポジウムを開催したほか、地方公共団体の担当者に向けたセミナーを実施し、気候変動影響評価や適応における国内外の事例紹介等を行った。

評価結果	(判断根拠)	<p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2次気候変動影響評価(2020年目処)に向けて、5つの分野別WGにおいて第1次気候変動影響評価以降の適応に関する科学的知見収集を行った。 ○気候変動の影響への適応計画に基づき2017年度に実施したの適応策についてフォローアップを行った。 ○平成30年8月に関係府省庁連絡会議を開催し、9月には「気候変動の影響への適応計画の平成29年度施策フォローアップ報告書」を取りまとめ、公表した。 <p>【地域における適応の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林水産省、国土交通省と連携し、文部科学省の協力も得て、地域における気候変動影響評価等を進める「地域適応コンソーシアム事業」を実施した。 ○地方公共団体からのニーズに基づいて、気候変動影響に関する26項目の調査を継続的に実施するとともに、地方公共団体が主体的に調査を行う率先調査を9項目開始した。 ○平成29年度に全国を6地域に分割して立ち上げた地域協議会を開催し、各地域の地方公共団体、国の地方支分部局、研究機関等の参加の下情報交換等を行った。 <p>【国際協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○8か国において、各国政府の関係者と協議し、優先度の高いセクターにおける気候変動の影響評価を実施した。また既存の影響評価や適応関連情報を収集、整理、提供するための情報基盤構築も進めてきた。影響評価の結果は、国・地方レベルの政策への提言とすべくとりまとめている。 			
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ○適応計画に記載された2020年を目途とした第2次気候変動影響評価へつなげていくため、適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価に向けて知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○二国間協力により、各国の適応計画に資する政策(インドネシア:RAN-API、モンゴル:NAPCC(国家気候変動行動計画)、フィリピン:LCCAP(地方気候変動行動計画)、タイ:NAP(国家適応計画))に貢献することを目的とした気候変動影響評価を実施し、太平洋小島嶼国における我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行った。 ○また、タイにおいては情報プラットフォームの基盤整備のための体制構築、ベトナムにおいては地方部における影響評価を実施するための事前調査を行った。 ○また、途上国の気候変動に関する行政官の能力向上を目的とした、気候変動影響評価・適応計画の人材育成ワークショップを実施した。 			
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動適応情報プラットフォームを強化し、科学的知見や優良事例の集約・整理と発信を進めることにより、国民・事業者・地方の理解と取組の促進を行う。 ○適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 ○地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を引き続き実施する。 ○地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを周知するほか、地域適応支援ツールの作成により地方公共団体の適応の取組を支援する。 ○アジア太平洋地域において我が国の科学研究能力の強みを生かし、各国の気候変動影響評価並びに適応計画策定への貢献を行う。 ○国際的な適応の推進を目指し、二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく施策の進捗が測定できるよう、測定指標を再検討する必要がある。 				
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、「気候変動適応策を推進するための科学的知見と気候リスク情報に関する取組の方針」の中間とりまとめに基づく取組の進捗について確認を行った。 ○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。 ○気候変動及びその影響の観測・監視の推進、気候変動予測及び影響評価のあり方について、学識経験者等からなる「気候変動及びその影響の観測・監視の推進検討チーム」、「気候変動予測及び影響評価の検討チーム」を設置し、気候変動影響の観測・監視、気候変動予測及び影響評価のあり方等について検討を行った。 ○第2次気候変動影響評価に向け、最新の知見を収集分析するため、5つのWG(「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源、自然災害・沿岸域」、「自然生態系」、「健康」、「産業・経済活動、国民生活・都市生活」)を立ち上げ、最新の知見収集、分析を行った。 ○地域適応コンソーシアム事業では、全国運営委員会、各地域協議会及び5つの分野別作業部会(防災分野、健康分野、水産分野、農業分野、自然生態系分野)において、各分野の有識者を招聘し、気候変動影響に関する調査に対し科学的な助言がなされた。 				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					
担当部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 (※記入は任意)	高橋 一彰	政策評価実施時期	令和元年6月

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-3)

施策名	2-1 オゾン層の保護・回復					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規定、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	233	234	254	258
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	233	234	-	-
執行額(百万円)	199	215	240	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPトン)(※) (※)Ozon Depletion Potential: オゾン層を破壊する力を定数値化した値。オゾン破壊係数。	基準値	実績値					目標値	達成
		平成元年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度	-
		5562	283	255	202	178	-	0	
		年度ごとの目標値							
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPトン)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	-	○
		-	2894	2859	2675	2293(P)	-	減少傾向維持	
		年度ごとの目標							
	業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和12年度	-
		-	32	38	39	38	-	-	
		年度ごとの目標						70	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2016年時点で基準年の90%減とすることとなっているところ、我が国は2016年時点で90%以上の削減を達成している。 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成25年度までに約70%減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。その一つとして、フロン回収・破壊法を改正し、平成27年4月1日から施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)において、フロン類対策を強化している。 ○平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行以降、冷媒フロン類回収量は、概ね増加傾向を維持している。今後も、フロン排出抑制法を着実に施行し、引き続き回収量の増加に努め、地球温暖化対策計画に掲げた回収率7割という目標を令和12年までに達成する必要がある。
	施策の分析	○平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において、フロン類対策のフォローアップを進め、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」を取りまとめた。同報告書を踏まえ、フロン排出抑制法改正案を国会に提出した。
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会と産業構造審議会フロン類等対策WGの合同会議等において、フロン類対策のフォローアップについて議論をいただいた。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	馬場 康弘	政策評価実施時期	令和元年6月
-------	-----------------	--------------------	-------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-4)

施策名	2-2. 地球環境保全に関する国際連携・協力				
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。				
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。				
施策の予算額・執行額等	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算の状況(百万円)	900	891	892	1,218
	当初予算(a)	900	891	892	1,218
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	900	891	-	-	
執行額(百万円)	850	891	853	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画(平成24年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 				

測定指標	区分	基準値	実績値					目標値	達成
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	達成		
多国間協力案件数	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	実績値	66	74	66	69	68	-	-	
	達成	-	-	-	-	-	-	-	
二国間協力案件数	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	実績値	136	146	136	134	161	-	-	
	達成	-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【多国間協力】</p> <p>○持続可能な開発目標(SDGs)の実施 SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、平成30年度にも3回開催し、各回約150~200名の参加者と、SDGsに取り組む先進的な企業・自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。また、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)において国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)、国連大学サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS)、都市・自治体連合(UCLG)等と共催したサイドイベントにおいて、ステークホルダーズ・ミーティングで取り上げた我が国の先進的なSDGsの取組を発信するなど、国内と国外の動きを連動させている。</p> <p>○「環境」と「貿易」等の進捗 二国間・多国間の経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)等の協定においては、必要に応じて持続可能な開発や環境保全に関する規定を盛り込んでいく。</p> <p>○G7シャルルボワサミット及びG7ハリファックス環境大臣会合、G20ブエノスアイレスサミットにおいて、気候変動や資源効率、海洋ごみ、SDGsなどの環境分野に関する各国のコミットを盛り込んだコミュニケや成果文書の取りまとめに、我が国としても積極的に議論に関わることで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。</p> <p>○COP24 原田環境大臣より、COP24におけるパリ協定の実施指針採択に貢献するとの強い決意を表明。また、日本が世界の脱炭素化を牽引するとともに、「環境と成長の好循環」を実現する世界のモデルとなるべく取組を進めること、脱炭素化とSDGsを実現するため、「地域循環共生圏」という将来ビジョンを構築したこと、等を表明した。</p> <p>○TEMM 地球環境保全に関して、2015年4月に開催した17回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM17)において、今後5年間(2015年-2019年)に三カ国が協力して実施する「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」を採択した。具体的には、PM2.5をはじめとする大気汚染や、海洋ごみの問題等が三カ国で取り組むべき課題となっており、大気環境改善分野における二つのワーキンググループの新設、及び海洋ごみに関するワークショップの開催等を決定した。2018年6月に開催されたTEMM20では、共同行動計画の最近の進展及び、気候変動対策等の協力促進を含む、環境分野での三カ国及び二国間協力の推進を改めて確認した。</p> <p>○持続可能な都市に関するハイレベルセミナー(SDGsハイレベルセミナー) アジア全域の主要都市では、都市化が進捗し、公害等の環境問題が発生し、エネルギー消費が増大する傾向にあり、その持続性の確保が共通の課題となっている。このような状況下、平成28年3月の環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナーにおいて、「環境的に持続可能な都市(ESC)」の実現に向けた活動を拡充することに合意した。これに基づき、平成30年3月に、カンボジア・シェムリアップで開催されたセミナーでは、アジアの都市がいかにSDGsを取り込んで実施していくかを議論、また平成31年1月には、インドネシア・バリで喫緊のアジアの課題のひとつである海洋プラスチックごみ問題を含む課題への取組についての議論と、本活動の各都市の取組成果が共有された。</p>
	評価結果	(判断根拠)

	<p>【二国間協力】</p> <p>○ドイツ ヨッヘン・フラスバートドイツ連邦環境・自然保護原子炉安全省事務次官と高橋地球審とG20・環境・気候変動対策における日独連携の技術的側面及び長期戦略について会談を行った。また、シュルツェドイツ環境・自然保護・建設・原子炉安全大臣とG20に向けてバイ会談を実施した。</p> <p>○フランス 2018年3月には、フランス環境連帯移行省(MTES)との間で、「低炭素で環境に優しい社会を構築するための二国間連携に関する協力覚書」に基づき、第2回年次会合を開催した。気候変動対策、低炭素シナリオに関する共同研究、SDGs、循環経済、自治体連携等について、両国の政策や課題、二国間連携の進捗状況について意見交換を行い、今後の更なる連携協力について合意した。</p> <p>○アジア各国 シンガポール、モンゴル、ベトナム、ミャンマー、タイ、インドネシアのそれぞれと環境政策対話を実施し、気候変動、大気汚染、廃棄物等を中心に政策の共有及び意見交換を行うとともに、更なる協力の強化を確認した。またモンゴルについては、2011年12月に署名した環境協力覚書期間が終了したところ、2018年12月に覚書を更新した。タイ、ミャンマー、インドにおいては、それぞれ2018年5月、2018年8月、2018年10月に新たに環境協力に関する包括的な覚書に署名した。</p>
施策の分析	
次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○各分野における第一人者や学識経験者にもステークホルダーズ・ミーティングのメンバーとして参画してもらい、新たな取組の原動力とするためのアイデア等を得る場として設置したステークホルダーズ・ミーティングにおいて、SDGsの国内における普及促進のため、多様なステークホルダーにおける取組を共有している。</p> <p>○学識経験者のIPCC関連会合への派遣の実施、及び各種報告書執筆者による国内連絡会や、関連分科会等の開催を行い、知見の活用を行っている。</p>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 国際連携課 脱炭素化イノベーション研究調査室 国際地球温暖化対策担当参事官室 国際協力・環境インフラ室	作成責任者名 (※記入は任意)	福島 健彦 大井通博 小川 眞佐子 杉本 留三	政策評価実施時期	令和元年6月
-------	-----------------------------------------------------------------------	--------------------	----------------------------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-5)

施策名	2-3 地球環境保全に関する調査研究					
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。					
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	988	922	997	1,009
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	210	-	-	-
		合計(a+b+c)	1,242	986	-	-
	執行額(百万円)	1,239	986	984	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定) ・気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) 					

測定指標	地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	△
	-	73% (11/15)	71% (10/14)	50% (7/14)	63% (10/16)	集計中	60%以上		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	各種成果の政府計画、施策、国際協力、普及啓発等への活用	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
-		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	△	
-	各種成果を施策等に活用	各種成果を「気候変動の影響への適応計画」の策定等に活用	COP22交渉、長期低炭素ビジョンの取りまとめ及び適応計画中間取りまとめ等に活用	各種成果を、「気候変動適応法案」の策定等に活用	各種成果を、「気候変動適応計画」の策定等に活用	-			
年度ごとの目標	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり ----- (判断根拠) ○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)において、4点以上を獲得した研究開発課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。平成26、27、29年度では63~73%といずれも60%を超えており、施策の目標は達成された。平成28年度実績値については50%と、目標の60%をやや下回った。平成30年度については、現在集計中。 ○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定、IPCCの各種報告書、COP24における交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。
	施策の分析	○平成30年度には、地球環境保全試験研究費で3つの新規課題を含む10の課題を実施した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測データを利用した論文や関連した論文が平成30年度には、40件以上(平成19年度以降合計350件以上)発行されており、気候変動に関する知見の共有・活用によって施策目標に有効に寄与している。 ○アジア太平洋地域22カ国が参加するAPN(アジア太平洋地球変動研究ネットワーク)はUNFCCC(気候変動に関する連合枠組み条約)で地域研究プログラムとして認知され、科学技術のキャパシティビルディング活動として評価されており、平成30年度は14件の開発途上国の研究能力開発・向上プログラムを実施した。 ○IGES(財団法人地球環境戦略研究機関)が公表する成果は国際政策プロセスや重要報告書等へ言及・引用されている
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 地球環境保全試験研究費については、事前評価、中間評価の際に、評価結果をふまえ、研究開発課題ごとの予算を増減させ、メリハリのある事業実施を行うとともに、新規課題を採用する際には、時流に沿った必要性・優先度の高い課題を採用し、効果的な事業実施に努める。 各種拠出金が適切に使用されていることを引き続き確認する。 【測定指標】 変更の必要なし

学識経験を有する者の知見の活用	○地球環境保全試験研究については、その採択審査、中間評価及び事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用しながら審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。 ○IGESの運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。 ○APNの公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。 ○専門家によるGOSATサイエンスチーム(平成30年実績:3回開催)での議論をGOSATの運用に反映させている。
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 脱炭素化イノベーション研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	大井通博	政策評価実施時期	令和元年6月
-------	---------------------------	--------------------	------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境30-⑦)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)					
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,307	2,189	2,294	2,301
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,307	2,189	2,294	
執行額(百万円)	2,196	2,088	2,207			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○自動車NOx・PM総量削減基本方針(平成23年3月25日閣議決定)					

測定指標	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	別紙のとおり					集計中	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	別紙のとおり					集計中	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	別紙のとおり					集計中	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	我が国の降水中pHの加重平均値	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
-		4.71	4.78	4.84	4.84	集計中	5.6		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-	-	
アスベスト大気濃度調査において、10本/L未満で石綿が検出された地点数の割合。(%)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
	-	100	100	100	100	100	100		
	年度ごとの目標	-	-	-	100	100	-	-	
全国の継続測定地点における水銀の指針値達成率(%)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
	-	100	100	100	100	集計中	100		
	年度ごとの目標	-	100	100	100	100	-	-	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>○全国の環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いが、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率は近年改善傾向がみられる。その他の大気汚染物質については、概ね高い達成率で横ばいになっている。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の平成29年度の環境基準達成率は、一般局で100%、自排局で99.5%(平成28年度達成率:一般局100%、自排局:99.5%)であり、近年達成又はほぼ達成となっている。また、浮遊粒子状物質の平成29年度の環境基準達成率は、前年度と同様、一般局、自排局ともに100%であり、近年達成又はほぼ達成となっている。</p> <p>○建築物解体現場等50地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。</p> <p>○全国の継続測定139地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。</p> <p>○我が国の降水のpHは依然4.7~4.9の間で推移しており、引き続き酸性化した状態にある。</p>

評価結果	施策の分析	<p>○平成29年度における光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局、自排局ともに0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている。一方、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度域の光化学オキシダントの改善が示唆されている。</p> <p>○平成29年度におけるPM2.5の環境基準達成率は、一般局で89.9%、自排局で86.2%(平成28年度 一般局:88.7%、自排局:88.3%)であった。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。</p> <p>○降水のpHの平均値は依然目標値に届かないため、継続的に生態系への影響も含めモニタリングを実施していく。</p> <p>○アスベスト大気濃度調査については、いずれの地点でも石綿濃度が目標値の10本/L未満であった。今後も引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>○光化学オキシダントについては、「光化学オキシダント調査検討会」が平成29年3月に取りまとめた報告書において、原因物質であるNOxとVOCの排出量比を十分に考慮して両者を削減する必要性が示唆されたことなどを踏まえ、引き続き、原因物質の排出抑制対策を進めていく。</p> <p>○PM2.5については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ(平成27年3月)を踏まえ、PM2.5の原因物質である各種の大気汚染物質について、排出抑制対策の強化を検討・実施するとともに、総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に引き続き取り組み、その進捗状況に応じて追加的な対策を検討していく。</p> <p>○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大気汚染物質については、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持していく。</p> <p>○酸性雨については、酸性雨の状況及びその影響を把握し、悪影響の未然防止に努める。</p> <p>○アスベストについては、引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○国内のPM2.5対策については、平成27年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において中間取りまとめが行われた。</p> <p>○平成29年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、総量削減基本方針の中間目標の達成状況及び施策進捗状況の点検評価(中間レビュー)取りまとめが行われた。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○各年度 大気汚染状況報告書(環境省)</p> <p>○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・31年3月改訂)</p>				
担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	庄子 真憲(総務課長・ 自動車環境対策課長) 酒井 雅彦(環境管理技 術室長) 神谷 洋一(大気環境 課長)	政策評価実施時期	平成31年8月

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう(SO₂) エ. 二酸化窒素(NO₂) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
 イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(Ox) ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント(Ox) オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	目標年	目標値	
①ア	99.7	99.7	99.6	99.9	100	99.8	-	100	
	イ	100	100	100	100	100	-	100	
	ウ	99.7	97.3	99.7	99.6	100	99.8	-	100
	エ	100	100	100	100	100	100	-	100
	オ	0.4	0.3	0	0	0.1	0	-	100
	カ	100	99.8	100	100	99.8	100	-	100
	キ	100	100	100	100	100	100	-	100
	ク	100	100	100	100	100	100	-	100
	ケ	100	100	100	100	100	100	-	100
	コ	43.3	16.1	37.8	74.5	88.7	89.9	-	100
②ア	99.3	99	99.5	99.8	99.7	99.7	-	100	
	イ	99.7	94.7	100	99.7	100	100	-	100
	ウ	0	0	3.6	0	0	0	-	100
	エ	100	100	100	100	100	100	-	100
	オ	100	100	100	100	100	100	-	100
	カ	33.3	13.3	25.8	58.4	88.3	86.2	-	100
③ア	98.6	98.6	99.1	99.5	99.5	99.5	-	100	
	イ	100	92.3	100	99.5	100	100	-	100

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-8)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全					
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	132	150	154	182
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	132	150	154	
執行額(百万円)	128	153	149			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)					

測定指標	騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	83.7	85.7	85.7	89.7	集計中	100	
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/	
	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	△
		-	93.2	93.6	93.9	93.9	集計中	100	
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/	
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	76.0	79.8	79.5	80.5	集計中	100	
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	/	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	51.8	53.5	50.1	56.2	集計中	100	
	年度ごとの目標		/	-	-	-	-	/	
	振動に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-
		-	3,180	3,011	3,252	3,229	集計中	-	
	年度ごとの目標		/	-	-	-	-	/	
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-	
	-	13,136	12,959	12,624	12,025	集計中	-		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	/		
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-	
	-	1,400	1,300	1,150	1,200	3,000	-		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	/		
暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-	
	-	-	-	-	24	24	-		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	/		

<p>評価結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <hr/> <p>(判断根拠)</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、平成29年度の環境基準の達成状況は89.7%となっている。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準について、道路に面する地域における平成29年度の環境基準の達成状況は、93.9%となっている。</p> <p>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年緩やかな改善傾向にあり、平成29年度の環境基準達成状況は80.5%となっている。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は横ばい傾向にあり、平成29年度の環境基準達成状況は56.2%となっている。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあり、平成29年度は前年よりやや減少した。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少している。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、熱中症予防情報サイトのアクセス数は平成30年度が酷暑であったため、前年より大幅に増加した。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、前年度と同様となっている。</p>			
<p>施策の分析</p>	<p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、緩やかに改善しており、平成29年度の89.7%は過去最高の達成状況となっている。引き続き目標達成に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準の達成率は、平成29年度は約94%であるが、目標達成に向け、引き続き今後の傾向について注視していく必要がある。</p> <p>○航空機騒音についての環境基準達成率は、民間空港で80.3%、自衛隊等専用の飛行場(共用空港を含む)で80.7%であり、近年、緩やかに改善している。特に自衛隊等専用の飛行場(共用空港を含む)が改善傾向にあるが、運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○新幹線鉄道騒音の環境基準達成率は、56.2%であり、近年、横ばい傾向である。これは、発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことが考えられることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあるものの、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少しているものの、典型7公害の中で上位の件数になっているため、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、令和元年中に活用手法について検討を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、サイトのアクセス数は平成30年度の酷暑により一時的に急増したものの、前年度まではほぼ横ばい傾向である。また、暑さ指数(WBGT)の認知度として、平成30年度に実施した意識調査では、どのような指標か説明できる人は約7%で、聞いたことがある程度の人も含めると約53%という結果が出ている。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、引き続き測定結果を関係機関に提供する必要がある。</p>			
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>○騒音に係る環境基準については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○自動車騒音については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○航空機騒音については、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、引き続き測定を継続し、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○振動に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、令和元年中に活用手法について検討を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、引き続き熱中症予防情報サイトのアクセス数の向上に努めていく。また、サイトのアクセス数は酷暑により大きく増減することから、今後、暑さ指数(WBGT)の認知度を新たな指標として検討するため、平成30年度に実施した意識調査の結果のような基礎データを収集していく。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、2020年度まで引き続き測定結果を関係機関に提供する。</p>			
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>「騒音・低周波音問題への対応及び実態調査検討会」、「鉄道騒音の評価に係る検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「航空機騒音測定・評価方法検討会」、「新幹線鉄道騒音の評価に関する検討会」等を開催し、学識経験を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。</p>			
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) 各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) 各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省) 各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)</p>			
<p>担当部局名</p>	<p>大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p> <p>吉川圭子(大気生活環境室長) 酒井雅彦(環境管理技術室長) 庄子真恵(自動車環境対策課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-9)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,703	2,911	2,716	5,558
		補正予算(b)	2,700	2,709	3,099	-
		繰越し等(c)	▲ 50	▲ 58	▲ 362	/
		合計(a+b+c)	5,353	5,562	5,453	
執行額(百万円)	5,132	5,404	5,242			
第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(平成27年7月10日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月27日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定)						

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	99.1	99.1	99.2	99.2	集計中	100%	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		
	2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		(河川)	93.9	95.8	95.2	94.0	集計中	100%	
		(湖沼)	55.6	58.7	56.7	53.2	集計中	100%	
		(海域)	79.1	81.1	79.8	78.6	集計中	100%	
	全体	89.1	90.3	90.3	89.0	集計中	100%		
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		
	3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	93.8	94.2	93.9	94.5	集計中	100%	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	別紙の通り					100%	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
		-	93.1	82.4	93.1	100	集計中	100%	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
180以下		102	64	59	12	集計中	180以下		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/			

		<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <hr/> <p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(29年度)は99.2%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。 ○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成29年度)については、河川は94.0%、湖沼は53.2%、海域は78.6%、全体89.0%であり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼については依然として達成率が低い状況にある。 ○地下水の環境基準達成率(平成29年度)は94.5%と概ね目標値に近い。 ○閉鎖性海域における窒素及びりん環境基準達成率(平成29年度)は、東京湾66.7%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。 ○赤潮発生件数については、人為的な要因によらず発生することもあり、発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期(例えば瀬戸内海では昭和51年度に299件発生)に比較すれば減少している(瀬戸内海では平成29年度に71件発生)。 ○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、平成29年度は目標値の100%を達成した。 ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については減少傾向にあり、平成29年度も目標を達成した。</p>			
評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>	<p>○健康項目(27項目)については、ほぼ全国的に環境基準を達成している状況。 ○生活環境項目(BOD/COD)については、全体としては流域からの負荷削減の取り組み等により観測当初と比べ改善の傾向にあるが、湖沼や閉鎖性海域では達成率は十分ではない状況。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る必要。 ○地下水における水質環境基準は、ほぼ目標を達成しているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。 ○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で達成率が低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。 ○地盤沈下については、近年では全国的に沈下量が減少傾向にあり、平成29年度には目標を達成したが、計測場所や計測年度は毎年異なるため、今後も引き続き目標達成を継続していくことが必要である。 ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、近年大幅に減少し、目標を達成しているが、引き続き目標達成を継続していくことが必要である。 ○海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法(平成21年7月公布・施行)に基づく基本的な方針(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、関係省庁会議の開催等により政府一体となった取組を推進した。具体的には、関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や吸着しているPCB等に係る実態把握のための調査・研究を進めるとともに、TEM(日中韓三カ国環境大臣会合。第20回:平成30年6月)などを通じた国際的連携・協力を図った。今後も引き続き取組を進めて行く必要がある。</p>			
	<p>施策の分析</p>	<p>○環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、引き続きその達成率の把握により水環境の状況を把握する。 ○公共用水域における健康項目及び生活環境項目については、達成率の向上を図るため、引き続き各種施策を推進する。 ○地下水については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。 ○閉鎖性海域における水質環境については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。 ○地盤沈下対策については、引き続き測定を継続し、目標値達成の維持に努めていく。 ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、削減の取組を継続するとともに、目標の見直しを行う。 ○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、回収処理・発生抑制、実態把握のための調査研究、国際連携等の取組を推進する。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用		<p>○中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく取組状況について審議を行った。 ○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。 ○法に基づく海岸漂着物対策専門家会議において、平成30年6月の海岸漂着物処理推進法改正を踏まえた基本的な方針の変更について議論し、必要な対応について、検討を行った。</p>			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		<p>公共用水域水質測定結果(環境省)、地下水質測定結果(環境省)、全国の地盤沈下地域の概況(環境省)</p>			
担当部局名	<p>水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>熊谷 和哉(水環境課長) 堀上 勝(地下水・地盤環境室長) 中野 哲哉(閉鎖性海域対策室長) 中里 靖(海洋環境室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

別紙

瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	—	78.0 96.5	76.7 96.5	74.3 98.2	74.3 96.5	集計中	100 100	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	—	66.7 100	75.0 100	75.0 100	66.7 100	集計中	100 100	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	—	63.2 83.3	63.2 66.7	63.2 100	63.2 66.7	集計中	100 100	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	—	50.0 71.4	68.8 71.4	62.5 85.7	43.8 85.7	集計中	100 100	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
赤潮の発生件数[件] (瀬戸内海/有明海/八代海)	基準値	実績値						目標値
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	—	97/37/11	80/35/25	78/39/19	71/38/13	集計中	—	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-10)

施策名	目標3-4 土壌環境の保全								
施策の概要	<p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。</p>								
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。								
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度				
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	288	291	314	315			
		補正予算(b)	0	0	0	0			
		繰越し等(c)	0	0	0				
		合計(a+b+c)	288	291	314				
執行額(百万円)	267	266	286						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)								
測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値				目標	達成	
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	74.5	91.5	89.3	86.1	集計中	100	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値				目標	達成	
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
-		83.3	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠) ○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における指示措置の実施率は約86%(平成29年度末)となっている。 なお、指示措置の実施率の算出に用いる指示措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が完了しており、達成率は100%となった。</p>							
	施策の分析	<p>○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法が適切に運用され、土壌汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壌汚染対策を確実に実施していくことが重要である。なお、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日に施行されたところ。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に進められるよう、支援が必要である。</p> <p>○生活環境等の保全に係るリスク管理については、土壌汚染対策での生活環境、生態系への影響を把握し、必要な対応を講ずる必要がある。</p>							
	次期目標等への反映の方向性	<p>○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法に基づき、引き続き環境リスクの適切な管理を確保を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策については、引き続き都道府県が指定するダイオキシン類対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○生活環境等の保全に係るリスク管理については、引き続き土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討を進める。</p>							
学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において、平成29年5月に公布された土壌汚染対策法の改正に伴う政省令事項を中心に議論が行われ、平成30年4月に中央環境審議会より「今後の土壌汚染対策の在り方について(第二次答申)」が答申されたところ。第二次答申を踏まえ、土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令等を平成30年9月に、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等を平成31年1月に公布し、同年4月に施行された。								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省) 平成30年度 汚染土壌の処理等に関する検討調査業務(環境省) 平成30年度 生活環境等の保全に係るリスク管理検討調査業務(環境省)								
担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	堀上 勝(土壌環境課長)	政策評価実施時期	令和2年8月				

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省30-①)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産基準が未設定の農薬について、平成32年度までに全ての基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	158	147	147	162
	補正予算(b)	0	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	158	147	147	162	
執行額(百万円)	147	142	148			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
		-	119	116	112	103	-	-	
	年度ごとの目標値	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下			
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		大気	100	100	100	100	-	100	
		公共用水域(水質)	98.6	98.5	98.6	98.5	-	100	
		公共用水域(底質)	99.8	99.8	99.6	99.7	-	100	
		地下水質	100	100	99.6	100	-	100	
土壌	100	100	100	100	-	100			
年度ごとの目標	-	-	-	-	-				
3 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	32年度	○	
	-	386	413	477	509	539	590		
		359	436	466	507	539			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○平成29年度のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、当面の間の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成29年度の全国の環境調査結果では、大気・土壌・地下水質は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水産基準について、平成30年度の目標値を達成できている。
	施策の分析	○ダイオキシン類総排出量は目標を達成するとともに、減少の一途を辿っている。引き続きモニタリングを実施する必要がある。 ○ダイオキシン類の事業分野別排出量は、ほぼ目標達成に至っているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。 ○水産動植物の被害防止に係る農薬対策については、目標達成に向けて着実に進んでいるが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続き、農薬取締法に基づく水産基準の迅速かつ的確な設定を推進する。 ○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水産動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った(平成30年度)。
-----------------	---------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果
---------------------------	-------------------------------------------------------

担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷 洋一(ダイオキシン対策室長) 浜谷 直史(農薬環境管理室長)	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	----------------------	--------------------	--------------------------------------	----------	---------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-12)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)					
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。					
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	751	539	537	509
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	751	539	537	
	執行額(百万円)	572	428	427		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回)	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
		-	50	53	53	54	55		-
	年度ごとの目標値	-	50	53	53	53	55		-
2 地下水放射性物質モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
		-	4	4	4	4	4		-
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
		-	1	1	1	1	1		-
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		
4 アスベスト大気濃度モニタリング調査において、10本/Lを超えて石綿が検出された地点(延べ)数のうち、迅速かつ適切に自治体による事業者等への改善指導が行われた(延べ)地点数の割合。(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
		-	-	100	100	100	100		-
年度ごとの目標値	-	-	100	100	100	100	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 公共用水域や地下水、被災影響海域における海洋環境関連の放射性物質モニタリング調査等、及びアスベスト大気濃度調査等の定期的な実施により、目標通り汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。
	施策の分析	○当該施策については、政府の「総合モニタリング計画」等に基づいて平成24年度から継続的に実施しており、平成30年度においては公共用水域602地点、地下水369地点、被災影響海域38地点、アスベスト大気濃度は16地点でモニタリングを実施している。引き続き着実にモニタリングを実施していく必要がある。 ○公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数については、定期的に放射性物質を調査し、速やかに公表している。平成30年度においては55回の公表目標に対し、100%達成しているが、引き続き着実にモニタリングを実施していく必要がある。 ○地下水放射性物質モニタリングや被災影響海域における海洋環境関連モニタリングの調査結果については、毎年度所定の回数を公表しており、引き続き公表を行っていく必要がある。 ○アスベスト大気濃度モニタリング調査については、結果として平成26年度以降に10本/Lを超えて石綿が検出された地点はなかったが、本施策では被災地における石綿飛散状況を把握するとともに、飛散が見られた場合には適切に改善指導が行われる体制を整えており、モニタリング調査を継続することにより、引き続き国民の不安解消と復旧復興の目的に寄与することが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	○今後も引き続き、被災地住民をはじめとする国民の不安解消のために、公共用水域や地下水の放射性物質モニタリング調査を推進していく。 ○アスベスト大気濃度を的確に把握し、広く国民へ提供するとともに、飛散がみられた場合に適切な改善指導が行われることは国民の不安解消と復旧・復興に資するものと考えられることから、次期目標も同様の方向とする。 ○被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資するため、引き続き調査結果を公表する。

学識経験を有する者の知見の活用	水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。
-----------------	--------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域における放射性物質モニタリング測定結果(環境省HP) 地下水質のモニタリング調査における放射性物質濃度の測定結果について(環境省HP) 被災地における海洋環境モニタリング調査結果の公表について(環境省HP) 東日本大震災アスベスト対策合同会議(環境省HP) 被災地におけるアスベスト大気濃度調査結果について(環境省HP)
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷 洋一(大気環境課長) 熊谷 和哉(水環境課長) 堀上 勝(地下水・地盤環境室長) 中里 靖(海洋環境室長)	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-------------------------------------	--------------------	-------------------------------------------------------------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-②)

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組				
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。				
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の当初予算 (a)	1,375	1,272	1,144	1,181
	状況 補正予算 (b)	0	0	0	-
	(百万円) 繰越し等 (c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計 (a+b+c)	1,375	1,272	(※記入は任意)	
執行額 (百万円)	1,281	1,231	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)				

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	-
		30%	46%	-	-	-	-	75%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	生物多様性地域戦略策定済自治体数 (都道府県)	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		18都道府県	35	39	41	43	43	47	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成
		22年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		-	54%	70%	74%	集計中	集計中	100%	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合 [整備図面数/全国土図面数]	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成
		18年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	○
		国土の35%	72%	77%	80%	84%	88%	100%	
年度ごとの目標		72%	77%	80%	84%	86%			

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>

- ・愛知目標達成に向け、平成28年11月に、これまでの進捗状況を踏まえて一層強化する取組等をまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表した。なお、我が国の国別目標の関連指標は、概ね改善傾向にある。国別目標の関連指標については、評価指標も含めて次期目標のもとでの測定に活用することを検討する。
- ・生物多様性地域戦略については、平成31年4月時点で把握しているものとして、43都道府県が策定しており目標に近づいている。
- ・植生図の整備図面数は、平成30年度末時点で、国土の86%の整備が完了し、着実に成果をあげている。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。
- ・平成28年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を推進するため、サンゴ礁生態系保全モデル事業の実施や中間評価会議及びシンポジウムを開催した。

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p> <p><生物多様性に関する国民への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府世論調査によれば、平成24年度の生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されていたものの、平成26年度には46%に低下した。 ・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局：環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。 ・事業者の民間参画を促進するため、平成29年12月、8年ぶりに「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定した。また、企業の生物多様性保全活動による貢献度の評価を試行した。 ・平成31年3月に、名古屋議定書の国内クリアリングハウスである環境省ABSウェブサイトリニューアルし、諸外国のABS関連法令等に検索機能等を搭載した動的コンテンツを構築し、よりユーザーフレンドリーなウェブサイトとした。 ・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)が2018年を国際サンゴ礁年と定めたことを受け、国内では、26企業・団体をオフィシャルサポーターに任命したほか、市民参加型調査であるサンゴマップを広めるキャンペーン等を展開し、サンゴ礁保全の機運の醸成を図った。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)第6回総会(平成30年3月・メデジン)及び関連会合へ専門家を派遣し、評価報告書等の成果物への知見提供・情報収集等を行った。また、国内連絡会を開催し、収集した情報等を専門家・他省庁等に共有した。 ・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。平成28年度からは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア会合を開催し、東アジアにおける地域解析の促進に貢献している。 ・生物多様性条約第14回締約国会議及び名古屋議定書第3回締約国会合に参加し(国連生物多様性会議 エジプト シャルム・エル・シェイク2018、平成30年11月)、交渉及び情報収集を行った。 ・南極条約協議国会議(平成30年5月・アルゼンチン)に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性条約第6回国別報告書」を取りまとめ、今後取組を強化すべき国別目標が明確となったため、これらに対し重点的に対応し、愛知目標の達成を目指していく必要がある。 ・生物多様性地域戦略については、戦略未策定の都道府県に対し専門家派遣など人的支援を行い、戦略策定に係る支援を行っていく必要がある。 <p><生物多様性に関する国民への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあい体験の充実、民間参画の推進等を通じて、生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約関連会合に関しては、我が国が議長となって採択された愛知目標の達成や、名古屋議定書の実効性のある運用、また生物多様性の新たな世界目標(ポスト2020目標)に関する議論等がある。また、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等がある。これらの国際的議論・作業に積極的に引き続き参加する必要がある。 ・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知目標の達成に向け不十分であると判断した国別目標を中心に取組の一層の加速を図るとともに、保護地域の拡張、希少種・外来種対策の充実を通じ健全な生態系の確保に取り組む。 <p><生物多様性に関する国民への普及></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、国民への普及啓発を強化する。

	<p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約が掲げる愛知目標についてはその達成に向けて、またポスト2020目標については我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。 ・IPBES作業計画2015-2019の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、引き続き生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取り組みの進展に貢献する。 <p>【測定指標】</p> <p><「生物多様性」の認識状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性の主流化」に関連する指標については現在検討中であり、次期国家戦略の策定に反映させることを検討中。 <p><生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域戦略の策定は、地方での取組を推進する有効な方策であるため、専門家を派遣するなど人的支援の実施により計画策定都道府県数の向上を図る。 <p><生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連指標群について関係省庁とも連携して適切に点検・管理を実施しているところであり、次期国家戦略の策定に反映させる。 <p><全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き全国整備を進めるとともに、整備後の更新等にかかる方向性についても整理中であり、次期国家戦略への反映を検討中。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁生態系保全行動計画の進捗中間評価や現地調査等にあたり、学識経験者の参画を依頼し、学識経験者の知見を活用した。
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模生物多様性概況第4版 ・平成26年度環境問題に関する世論調査 ・平成30年度国際サンゴ礁イニシアティブ及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域解析推進調査業務報告書 ・平成30年度サンゴ礁生態系保全モデル事業報告書
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	自然環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	植田 明浩	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---------	--------------------	-------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-㉓)

施策名	5-2.自然環境の保全・再生				
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算 (a) 2,443	2,498	2,716	2,751
	補正予算 (b)	0	0	0	-
	繰越し等 (c)	566	31	(※記入は任意)	/
	合計 (a+b+c)	3,009	2,529	(※記入は任意)	
執行額 (百万円)	2,734	集計中	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)、自然再生基本方針 (平成26年11月7日 閣議決定)				

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		25	25	25	25	25	26	33	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	△
		-	11地区 (85%)	7地区 (78%)	4地区 (80%)	5地区 (71%)	10地区 (91%)	100%	
	年度ごとの目標	/	13地区 (100%)	9地区 (100%)	5地区 (100%)	7地区 (100%)	11地区 (100%)	/	
	三陸復興国立公園 (平成24年度までは陸中海岸国立公園) の利用者数 (千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
458		-	3,380	2,850	集計中	集計中	6,994		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p><里地里山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募により選定された実証地域において「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」の活動を実施するとともに、森里川海が生み出す恵みの経済的な評価及び効果を検証し、「地域循環共生圏」の構築に向けた具体的な方策の検討を行った。 ・戦略的な広報活動、民間企業との連携、シンポジウム開催等により、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成した。 <p><世界自然遺産></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。 ・特に小笠原諸島については、兄島で外来種グリーンアノールが発見されたことや陸産貝類への外来種ネズミによる影響が深刻化していることを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を継続するとともに、近年の遺産を取り巻く状況の変化、取り組みの進展等を踏まえて、遺産管理計画を改定した。 ・世界自然遺産新規登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、ユネスコに世界遺産推薦書を提出したが、諮問機関である国際自然保護連合からの延期勧告を踏まえ、平成30年6月に一旦推薦を取り下げたところ。勧告を踏まえ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出した。

		<p><自然再生> ・自然再生法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、平成30年度末現在、全国で自然再生協議会が計26箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が42件策定された。</p> <p><地域支援> ・平成30年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は14団体であった。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成30年度末までに114件に対し経費の一部を交付した。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。平成30年度については、11地区の見直しを計画し、やんばる国立公園の拡張及び上信越高原国立公園(志賀高原地域)の再検討を含む10地区の見直しを行った。 ・2016年4月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出結果を踏まえ、沖合の海底の自然環境の保全を図るため、新たな海洋保護区制度(「沖合海底自然環境保全地域」)の措置を講ずる自然環境保全法の一部を改正する法律案を2019年3月に閣議決定し、国会に提出した。</p>
評価結果	施策の分析	<p><里地里山> 各地域が地域循環共生圏構築に取り組む際に活用できるツールとして、実証地域の取組を踏まえて、地域循環共生圏の構築を進めていくために必要な取組の手法やプロセス、事例、課題解決のヒント、ワークシート等を取りまとめた「森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き」を作成した。 今後は、手引きを普及するとともに、各地域の具体的な取り組みをサポートする体制を整える必要がある。引き続き、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成する必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 知床、白神山地、屋久島、小笠原諸島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められた。新規登録を目指す国内候補地については、延期勧告を受けたものの、その後、勧告を踏まえ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出し、確実な登録に向け適切に対応した。</p> <p><自然再生> 自然再生協議会の数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援数は、着実に増加している。地域連携保全活動計画の策定数は徐々に増加しているが、策定済み市町村はまだごく一部に限られており、一層の加速が求められる状況にある。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。 ・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度については、概ね順調に制度設計が進められている。引き続き着実に制度の構築を行い、実際の保護区の設置及び保全・管理を行う必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 <里地里山> 「森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏の手引き～」の普及を進めるとともに、地域循環共生圏づくりを総合的に支援するため、地域のニーズに応じた専門知識と経験を有する支援チームの派遣、事例の収集や発信、普及啓発などを行うプラットフォームの構築を進める。</p> <p><世界自然遺産> 国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</p> <p><地域支援> 生物多様性保全推進支援事業については、より多くの地域・取組を支援できるよう、一層の拡充を図る。 また、生物多様性保全推進支援事業のさらなる活用や、各自自治体への適切な情報の発信等の働きかけを通じ、地域連携保全活動計画策定の促進を図る。</p> <p><国立・国定公園等> ・2020年までに、海洋保護区の割合が10%に達するように沖合海底自然環境保全地域の指定を行う。その後は、情報収集・モニタリングも含めた保護管理を推進する。</p> <p>【測定指標】 <自然再生協議会の数> 自然再生については、生物多様性国家戦略2012-2020において「自然再生の着実な実施」と掲げている。引き続き、自然再生を進めるための技術的課題の解決への支援や普及啓発等により、新たな自然再生協議会の設立及び自然再生協議会による取組の推進を図る必要がある。</p> <p><当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率> 目標年度は毎年度としており、今後も計画どおり見直しを実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p> <p><三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)> 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)を測定目標として利用していく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。 ・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度のあり方について、有識者の知見を活用しつつ検討を行った。
------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界遺産推薦書(日本政府) ・生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について(中央環境審議会 答申) ・平成30年度国際サンゴ礁イニシアティブ及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域解析推進調査業務報告書
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 国立公園課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>植田 明浩 中尾 文子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>
--------------	--------------------------	----------------------------	------------------------	-----------------	---------------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-24)

施策名	5-3.野生動物の保護管理								
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。								
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。								
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度				
	予算の状況(百万円)	当初予算 (a)	3,264	3,724	4,073	4,055			
		補正予算 (b)	700	700	1,100	-			
		繰越し等 (c)	230	760	(※記入は任意)				
		合計 (a+b+c)	4,194	5,184	(※記入は任意)				
	執行額 (百万円)	3,386	現在地方事務所に	(※記入は任意)					
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)								
測定指標	(26年度～) 国内希少野生動物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	△
		-	41種	86種	119種	171種	207種	300種	
		年度ごとの目標値	/	30種	75種	120種	165種	210種	/
	奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数 (1000畝当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	4年度	-
		-	奄美大島 0.015頭	奄美大島 0.008頭	奄美大島 0.010頭	奄美大島 0.004頭	集計中	0頭 (毎年度減少)	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値 (全国) を平成23年度比で半減 (イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	-
推定の中央値ニホンジカ 303万頭、イノシシ 94万頭		ニホンジカ 35万頭、イノシシ 10万頭	ニホンジカ 323万頭、イノシシ 93万頭	ニホンジカ 317万頭、イノシシ 89万頭	集計中	集計中	平成23年度比で半減 (ニホンジカ147万頭、イノシシ 50万頭)		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	

(各行政機関共通区分)

相当程度進展あり

目標達成度合いの
測定結果

(判断根拠)

<絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動物種の保護・増殖による種の保存>

- ・主に二次的自然に分布する絶滅危惧種を対象とした「特定第二種国内希少野生動物種」制度や希少種の保護増殖について一定の基準を満たす動物園等を認定する「認定希少種動物園等」制度の創設等を盛り込んだ種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)に向けて、希少野生動物種保存基本方針の変更(平成30年4月13日閣議決定)を行った。
- ・また、上記改正法の施行を踏まえ、平成30年度には特定第二種国内希少野生動物種の指定開始に向けた検討を実施するとともに、認定希少種保全動物園等として計6園館を認定した。
- ・国内希少野生動物種について、新たに36種を追加指定した。
- ・レッドリストについては、「環境省レッドリスト2018」と「環境省レッドリスト2019」をそれぞれ平成30年5月、平成31年1月に公表するとともに、平成29年3月に初めて公表した環境省版海洋生物レッドリストと既存のレッドリストとの統合に向けた方針を平成31年2月に策定した。今後、さらに統合に向けた調整を進めていく。
- ・種の保存法に基づく国内希少野生動物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。平成31年2月までに指定された国内希少野生動物種293種のうち、65種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。
- ・例えば、トキの保護増殖事業では、野生下で7年連続ヒナの巣立ちが確認され、60羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進した。平成30年6月にトキ野生復帰ロードマップ2020の目標達成を確認し、次期ロードマップの検討に着手した。
- ・ツシマヤマメコノ保護増殖事業では、ツシマヤマメコノの生息地におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリング等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種準備を進めた。
- ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組み、平成31年3月からは、飼育技術の向上や普及啓発の促進等を目的として、5飼育園館において公開展示が開始された。
- ・ワシントン条約第70回常設委員会(SC70、平成30年10月・スイス連邦)に積極的に参画した。また、ワシントン条約附属書掲載種について、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。
- ・希少野生動物等の国内取引については、平成29年種の保存法改正にあわせた登録データシステムの改修及び既登録データの電子化を行った。

<遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止>

- ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成30年度は27件承認)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。平成30年度には中央環境審議会の下、ゲノム編集の取扱いについて検討を行い、ゲノム編集により得られた生物のうちカルタヘナ法の規制対象外の生物についても、当該技術の新規性等を考慮し、生物多様性への影響の可能性等の情報を収集することとした。また、カルタヘナ議定書締約国会議(平成30年11月、エジプト)に参画し、合成生物学等について各国と議論するとともに情報収集を行った。
- ・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、平成30年度には64箇所で開催省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。とりわけマンガースについては、継続的な取組により生息密度低下が確認できている。
- ・また、平成29年6月に国内で初めて特定外来生物であるヒアリが確認されたことを受け、平成30年度についても引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である港湾で調査を行い、発見した個体はすべて防除した。また、初期対応の参考資料として平成29年度に整備した同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら更新を行った。全国7箇所ではヒアリ対策の講習会を実施した。国民からの情報提供や相談の窓口として、平成30年度においても引き続きヒアリ相談ダイヤルを設置した。
- ・平成30年度には、外来生物法に基づき、ガー科全種等の2種類を特定外来生物として新たに指定し、合計148種類について、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、鳥嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。

<野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化>

- ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援した。
- ・狩猟者の確保・育成に向けたフォーラム等を開催したほか、都道府県による講習会開催の支援等により、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図った。
- ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂したことにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。また、今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。

評価結果

<p>施策の分析</p>	<p>・環境省レッドリストに選定されている絶滅危惧種は3732種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動物植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いうえ、種指定の増加に比して保護増殖等の取組が増えておらず、施策を強化する必要がある。</p> <p>・ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、国際的にも喫緊の課題となっている野生生物の違法な取引を撲滅するため、引き続きワシントン条約関連会議に積極的に参画するとともに、国際的な保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していくことが必要である。</p> <p>・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。</p> <p>・侵略的な外来生物への対策については、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。</p> <p>・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。</p>					
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 <絶滅危惧種の現状把握と希少野生動物植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、種の保存法の改正も踏まえ、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動物植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。 ・ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備する。また、野生生物の違法取引対策に係る国際的な要請及び種の保存法改正も踏まえ、国内における違法流通対策を強化し、普及啓発を行う。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集の取扱い(平成30年2月局長通知)については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。 ・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を進め、外来生物による被害の防止を推進していく。また、外来生物法改正後5年を経過することから、法律の施行状況の点検を進める。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。 ・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。 ・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度に改訂したマニュアルにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後とも着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p> <p>【測定指標】 <国内希少野生動物植物種の新規指定数> ・国内希少野生動物植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p><奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000罨日当たりの捕獲数)> ・平成34年度までに奄美大島においてマングースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。</p> <p><ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値> ・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p><侵略的外来種の状況> 侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効果的に対策を進めていく。</p> <p><適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況> 野生鳥獣の適切な保護・管理のため、引き続き総合的に対策を進めていく。</p>					
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動物植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動物植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動物植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動物植物種の指定等について意見を聴取した。</p> <p>・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。 ・ゲノム編集の取扱いについては、中央環境審議会の下、検討会等を開催し、学識経験者の知見を活用した。</p> <p>・鳥獣法に基づく特定希少鳥獣管理計画の延長を検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</p>					
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2018、2019・環境省版海洋生物レッドリスト・平成28年度鳥獣関係統計</p>					
<p>担当部局名</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="375 1989 558 2056"> 自然環境局 野生生物課 </td> <td data-bbox="558 1989 810 2056"> 作成責任者名 (※記入は任意) </td> <td data-bbox="810 1989 992 2056"> 野生生物課長 堀上 勝 </td> <td data-bbox="992 1989 1168 2056"> 政策評価実施時期 </td> <td data-bbox="1168 1989 1439 2056"> 令和元年8月 </td> </tr> </table>	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	野生生物課長 堀上 勝	政策評価実施時期	令和元年8月
自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	野生生物課長 堀上 勝	政策評価実施時期	令和元年8月		

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省30-㉔)

施策名	5-4.動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減（平成16年度比）、犬及び猫の殺処分率の減少					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の状況（百万円）	当初予算 (a)	212	250	283	348
	補正予算 (b)	0	-	-		
	繰越し等 (c)	0	▲6	▲39		
	合計 (a+b+c)	212	243	244		
執行額（百万円）	263	239	232			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	-					

測定指標	平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭（平成16年度比75%減）に引き下げる	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	-
		418千頭	151千頭	136千頭	114千頭	101千頭	集計中	100千頭	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	犬及び猫の殺処分率の減少	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成
16年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	○	
94%		67%	60%	49%	43%	集計中	減少傾向維持		
年度ごとの目標		減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区 相当程度進展あり） 29年度の自治体における犬及び猫の引取り数は101千頭で、28年度より13千頭減少しており、35年度目標値の100千頭に向けて減少傾向を維持した。また、殺処分率についても、減少傾向を維持した。 （判断根拠）
	施策の分析	平成25年に施行された改正動愛法に基づき策定された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」で規定された平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭（平成16年度比75%減）に引き下げる目標達成に向け、相当程度進展が確認されているため、引き続き、施策を継続することが重要である。
	次期目標等への反映の方向性	不必要な殺処分の削減を目指すためには、従前からの普及啓発等のほか、飼い主の適正飼養を促進や、自治体による業務の執行上必要な支援施策を実施するなど、更なる取組を継続的に推進することが必要である。その上で、これまでの施策の結果と平成30年にとりまとめられた「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）」を踏まえ、見直しが予定されている「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針」に基づき、次期目標を検討していく。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局 動物愛護管理室	作成責任者名 （※記入は任意）	長田 啓	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	------------------	--------------------	------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(環境省 30-26)

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに答えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することで、エコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	8,203	7,559	7,505	10,709
	補正予算(b)	10,489	2,000	9,014		
	繰越し等(c)	10,566	(※記入は任意)			
	合計(a+b+c)	8,126	(※記入は任意)			
執行額(百万円)	7,662	(※記入は任意)				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、未来投資戦略2017、観光ビジョン実現プログラム2017					

測定指標	自然公園の年間利用者数の推移(暦年千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-
		-	872,336	899,144	895,010	集計中		-	-
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	10年度	-
		0	2(6)	1(7)	5(12)	0(12)	3(15)	(47)	-
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/
	国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-
		-	366,335	376,652	374,579	集計中		前年度比1%増	-
		年度ごとの目標値	/	349,325	369,978	380,419	378,325		/
	温泉の自噴湧出量(L/分)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		昭和45年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-
		651,265	733,740	686,427	684,096	679,732		前年度の水準を維持	-
		年度ごとの目標	/	726,000	733,000	686,000	684,000	679,000	/
	国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
-		11	11	11	11		16	-	
年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-	
	-	11	11	11	11	12	12	-	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成	
	27年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-	
	490万人	-	490万人	564万人	600万人	694万人	1000万人	-	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、国立公園・国民公園の利用者数については、平成29年度は集計中であるが、平成28年度はおおむね前年度の水準を維持している。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、平成30年度は新たに3件の認定を行った。また、訪日外国人国立公園利用者数については、平成30年度は前年比15.7%と国立公園満喫プロジェクト開始以来最大の伸びとなった。なお、満喫プロジェクトの目標達成に向けては、今後多言語解説の整備、ツアーコンテンツの拡充、JNTOと連携したプロモーション強化等により、一層取り組みを推進していくこととしている。 測定指標のうち、温泉の自噴湧出量については、平成30年度は集計中だが、平成29年度はおおむね前年度の水準を維持している。
	施策の分析	・平成30年度は全国で148件の自然ふれあい行事が実施され、23,000人以上が参加した。これにより、国民の自然とのふれあいの機会の創出等が進められた。 ・エコツーリズム推進全体構想の認定は、着実に認定数を積み上げるとともに、新たな認定に向けた調整も進んでおり、施策の効果がみられる。 ・国立公園の訪日外国人利用者数については、平成30年は集計中であるが、これまで着実に増加してきており、各公園におけるツアーコンテンツの造成や人材育成を通して、国立公園における自然体験を行う環境整備・機会の提供が進んでいる。
	次期目標等への反映の方向性	【測定指標】 <自然公園の年間利用者数の推移> ・自然とふれあいの場を推進する施策の成果を把握するため、関係するデータとして自然公園利用者数を設定したもの。 <エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数> ・エコツーリズム推進全体構想について、平成40年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年3件認定することを次年度以降の目標とした。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調査
---------------------------	-------------

担当部局名	国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	中尾 文子 井上 和也 池田 幸士	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-------------------------------	--------------------	-------------------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙 2

(環境省 30-27)

施策名	5-6. 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	3,132	2,024	1,410	1,299
		補正予算 (b)	-	-	-	-
		繰越し等 (c)	▲ 1,288	▲ 450	(※記入は任意)	
		合計 (a+b+c)	1,844	1,574	(※記入は任意)	
	執行額 (百万円)	1,471	1,349	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定） 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）					

測定指標	三陸復興国立公園（24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数の推移（千人）	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		458	2,520	3,380	2,850	集計中	集計中	6,994	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	三陸復興国立公園内の利用拠点（集団施設地区）の年間利用者数（千人）	基準値	施策の進捗状況（実績）					目標値	達成
		17-21年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		2,975	1,850	1,776	1383	集計中	集計中	2,975	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		-
		-	1,151	1,588	-	-	-		
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-
	CPUE（一つのわなで捕獲できる捕獲数（イノブタを除く））の減少	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	-
		-	0.070	0.031	0.042	0.038	0.018	-	
年度ごとの目標			イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し被害が軽減する生息密度に抑える						

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	東日本大震災からの復興の基本方針の策定を受け、平成24年5月に、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を環境省として策定し、当該ビジョンに基づき、三陸復興国立公園の指定等の7つのグリーン復興プロジェクトを進めている。 ・平成25年5月に創設した三陸復興国立公園については、平成27年3月に南三陸金華山国立公園を編入した他、利用施設の復旧などを実施した。国立公園利用者数は震災以降増加傾向であったが、平成28年度は減少に転じている。国立公園の利用者の増加を図り、本取組が観光拠点の復旧・復興に貢献するよう一層取組を推進していく。

評価結果		<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧することはできたが、三陸復興国立公園への編入地域や「みちのく潮風トレイル」については、今後も整備が必要である。 ・三陸復興国立公園の利用拠点の利用者数はその年の連休の配置や天候に大きく左右されるため、年ごとに増減が大きく、平成27、28年度は2ヶ年連続で減少傾向となった。今後、みちのく潮風トレイルの全線開通（R1年6月）等を踏まえ、普及啓発を強化する予定であり、利用拠点における利用者数増加を図る。 ・帰還困難区域における野生鳥獣の捕獲については、平成25年度より開始し以後毎年度、被害の低減を図るため安全かつ効率的な捕獲に努め捕獲努力量として、のべわな日数（捕獲実施日数×わなの数）を増加（平成29年度：日数：約7ヶ月、わな数：100基→平成30年度：日数：約10ヶ月、わな数：301基）させてきている。 			
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を行っているところであり、施策の目標達成に寄与している。 ・イノシシ等による被害の低減を図るために、対策の一手法であるイノシシ等の捕獲について、安全かつ効率的に実施することが必要であり、捕獲努力量を高めており、CPUEは減少傾向にあることから、施策目標の達成に向けて寄与している。 			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ引き続き被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を実施していく。</p> <p>【測定指標】 三陸復興国立公園内の利用拠点（集団施設地区）の年間利用者数（千人）を測定指標として利用していく。</p> <p>【施策】 帰還困難区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため取組を実施していく。</p> <p>【測定指標】 イノシシ個体数の削減と被害の軽減を図るために、イノシシの生息密度の評価指標の一つであるCPUE（一つのわなで捕獲できる捕獲数）を測定指標として利用していく。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	-				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調				
担当部局名	国立公園課 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	中尾 文子 池田 幸士 堀上 勝	政策評価実施時期	令和元年8月

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-28)

施策名	5-7.国際観光資源の整備					
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により、国内外の旅行者の地域での体験滞在の満足度の向上を図る。					
達成すべき目標	平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2020年国立公園訪日外国人利用者数1000万人の目標を達成し、「観光先進国」の実現に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算 (a)	-	-	250	1,000
	補正予算 (b)	-	-	0		
	繰越し等 (c)	-	-	(※記入は任意)		
	合計 (a+b+c)	-	-	(※記入は任意)		
執行額 (百万円)	-	-	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	観光ビジョン実現プログラム2018					

測定指標	国立公園訪日外国人利用者数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-
		490万人	-	490万人	564万人	600万人	集計中	1000万人	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	利用施設の多言語化	基準	施策の進捗状況 (実績)					目標	達成
	32年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	-	
40施設	-	-	-	-	-	5施設	40		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	8施設		

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・観光庁との連携のもと、国立公園の魅力や利用に係る情報を集約したウェブサイト構築を行い、各国立公園における滞在・体験の質を向上させるための基盤となる情報発信環境が整備された。 ・また、観光庁「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」で作成された英文解説文を活用し、Unicode導入等による国立公園案内板等の多言語解説整備、多言語による国立公園紹介映像作成等を進めた。
	施策の分析	訪日外国人の目に触れる機会が多いビジターセンター等の拠点施設における多言語解説文の整備や、訪日外国人が多く閲覧する英語WEBサイトにおける国立公園紹介のページ等の整備が進んでいるが、整備に必要な英文解説文の作成に時間を要したことから当初予定の利用施設数に達しておらず、目標達成に向けて更なる取組が必要である。
	次期目標等への 反映の方向性	多言語媒体整備に必要な英文解説文の完成見込みや事業の対象者も考慮した適切な目標設定を行う。 また、多言語媒体整備に一定の期間を要するものについては、解説文の作成に先立ち、または並行して案内板の実施設等を進めるなど効率的・効果的な多言語媒体整備が可能となるよう予算執行についても改善を計る。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	----------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国立公園訪日外国人利用者数推計値
---------------------------	------------------

担当部局名	国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	中尾 文子 井上 和也 池田 幸士	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-------------------------------	--------------------	-------------------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-③)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10,302	9,212	9,669	9,070
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	10,302	9,212	9,669	
執行額(百万円)	9,597	8,184	8,535			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第5次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	区分	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	年度	
1. 環境産業の市場規模(兆円)		約91	約101	約101	約104	約105	調査中	増加傾向の維持	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
2. 環境産業の雇用規模(万人)		約216	約247	約254	約260	約278	調査中	増加傾向の維持	○
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
3. 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)			別紙のとおり					R2年度	×
	年度ごとの目標値								
4. 国等における環境配慮契約実績(電気:高圧・特別高圧) 契約件数(件)		-	2,049	2,271	2,372	2,521		2,700	○
	年度ごとの目標値		1,828	2,049	2,271	2,372	2,500		
5. 環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)		約30/約12	65.4/28.0	59.9/26.2	57.8/29.8	71.6/21.1	-	80/30	×
	年度ごとの目標値		80/30	80/30	80/30	80/30	80/30		
6. エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム		6,971	7,554	7,690	7,791	7,946	7,945	9,000	×
	年度ごとの目標		8,500	8,500	8,500	8,500	9,000		
7. 持続可能な社会の形成に向けや金融行動原則署名金融機関数(機関数)		177	193	200	243	256	270	275	○
	年度ごとの目標値		200	205	230	240	250		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約105.4兆円(前年比1.2%増)、約278万人(前年比6.7%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ・地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、平成30年度で65.5%となっており、前年度より0.9%減少している。 ・環境報告書の公表企業の割合は、上場企業において増加している。 ・エコアクション21登録事業者数は、7945(前年度比-1)とわずかに減少している。

評価結果	施策の分析	<p>○グリーン購入実施率については停滞感が見られ、特に中小規模の地方公共団体の未実施割合が依然として高いことから、従来の全国一律のアプローチに加え、中小規模の地方公共団体向け支援施策を別途実施する必要がある。</p> <p>○非上場企業の環境情報の開示を促進させるためには、事業者やステークホルダーのニーズに合わせて施策を展開することが重要。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 ○過年度のアンケート調査に基づき、中小規模の地方公共団体におけるグリーン購入の実施を困難にしている要因のほか、国に期待する取組などを明らかにしつつ、有識者の知見も踏まえ、中小規模の地方公共団体への適切な支援のあり方について検討し、実施する。 ○非上場企業の環境情報の開示を促進させるために、環境報告ガイドラインの解説書等を通じた報告の必要性の浸透、環境報告を要求事項とするエコアクション21の普及、環境コミュニケーション大賞への応募のメリット向上策やサプライチェーンでの環境情報の活用促進策を検討するなどの取組を行う。</p> <p>【測定指標】 上記の施策を展開することで、策定目標を達成する。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/)</p> <p>測定指標3 環境省「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html)</p> <p>測定指標3及び5 環境省「環境にやさしい企業行動調査結果」 (http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/)</p>				
担当部局名	大臣官房環境経済課 大臣官房環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	西村 治彦 川又 孝太郎	政策評価実施時期	令和元年8月

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

[%]

	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度ごとの目標値					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度
地方公共団体	-	69.0	68.4	67.3	66.4	65.5	100.0
		-	-	100.0	100.0	100.0	
上場企業	-	76.7	66.6	68.3	82.8	/	80.0
		-	-	80.0	80.0	80.0	
非上場企業	-	54.1	54.5	50.3	51.2	/	60.0
		-	-	60.0	60.0	60.0	

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-38)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	14,283	11,633	9,451	14,553
		補正予算(b)	91	-	21,000	
		繰越し等(c)	1,904	△592	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	16,278	11,041	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,208	5,754	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.『地方公共団体』の基本的役割、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R12年度	○
		-	94	97.4	99.3	100.0	100.0	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R12年度	×
-		-	-	1.6	11.4	22.9	100		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・区域施策編の策定義務団体の策定率は100%となっているが、今後、平成28年に閣議決定された、地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、その他の地方公共団体の策定率向上を図る。 ・下記施行状況調査によると、事務事業編は62.9%の地方公共団体が同計画に即した策定・改定を実施済み又は行う予定であることから、施策のさらなる推進により目標値の達成が可能と考えられる。
	施策の分析	事務事業編の策定率が想定より低位で推移している。これは小規模地方公共団体では、専門知識をもった職員がいないこと、そもそもの人員が不足しているなど体制が脆弱であることが、策定が進まない要因と考えられることから、今後、都道府県とも連携しつつ、小規模自治体向けの施策・対策を強化していく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 事務事業編の策定率向上には、小規模地方公共団体での策定に注力する必要があるが、簡易な策定方法の提供や周辺地域との共同策定を促進する必要があることから、対象を絞った支援策等の提供を進める。 【測定指標】 上記の施策を展開することで、全体の策定目標を達成する。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成30年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	-------------------------------------------------------

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	川又孝太郎	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---------------	--------------------	-------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-39)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	272	268	261	219
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	272	268	261	-
執行額(百万円)	288	305	274.7	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第1章他」(平成30年4月17日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) 					

測定指標	環境教育等促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	△
		-	29	46	62	70	78	-	
	年度ごとの目標値	34	51	67	75	83	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業への応募件数は平成25年度事業開始以来、毎年度50件程度の応募がある。この点、地域の環境課題を解決していくためには、行政等単体での取組には不十分と限界があると考え、「協働取組」といった手法を取り入れようとしている団体が徐々に増加している現況にあり、今年度の目標達成には到らなかったが、取組の実施数は増加傾向にあり、今後も増加する事が予想される。
	施策の分析	環境教育等促進法に基づく協働取組については、団体が徐々に増加している現況にあり、今年度の目標達成には到らなかったが、取組の実施数は増加傾向にあった。
	次期目標等への反映の方向性	行政課題を解決することが難しくなっていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、より多くの関係者を巻き込みつつ協働し、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を整理することにより、取組が加速化される。 目標値の設定については、協働取組などを推進するための相談対応や対話の場作り数。

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標には平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業の採択事業数を使用。
---------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	大臣官房総合政策課 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	河野 通治	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------------------	--------------------	-------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-40)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	463	461	429	355
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	463	461	429	-
執行額(百万円)	410	385	406	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第5次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム実施計画					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	毎年度	○
	-	223	186	221	220	515	200	
	年度ごとの目標値	150	150	150	150	200	200	
環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	毎年度	×
	-	-	707	580	117	104	150	
年度ごとの目標	-	500	500	200	150	150		
環境教育推進室HPアクセス数	基準	実績値					目標	達成
	H24年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	毎年度	×
	276,471	345,375	337,968	348,718	208,239	200,326	300,000	
年度ごとの目標	400,000	400,000	400,000	400,000	300,000	300,000		
ESD関連フォーラム参加人数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	毎年度	○
	-	-	182	425	1003	1020	1300	
年度ごとの目標	-	250	500	750	750	750		
RCE拠点数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度	×
	-	137	146	154	164	168	190	
年度ごとの目標	136	146	156	166	179	179		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・リーダー養成研修における参加者数は目標数を達成している。 ・企業関係者向けセミナーは、平成27、28年度は目標を達成したが、30年度の達成割合は69%のため。 ・HPへのアクセス数は、コンテンツが一部外部へ移行したことにより、既存の目標値との乖離が生じたため、達成割合は66%と下落した。 ・ESD関連フォーラム参加人数は目標を達成した。 ・RCE拠点数は目標を達成しなかった。
	施策の分析	教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員及びESD関連フォーラム参加人数については目標を達成した。環境教育推進室HPアクセス数については、コンテンツの一部外部移行により目標に達成しなかった。RCE拠点数の増加については、前年度までは着実に拠点数が増加してきたものの、H30年度は増加数が鈍化した。今後はより潜在的な登録拠点への働きかけを検討する。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き設定した目標の達成に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	・「持続可能な開発のための10年」円卓会議(平成30年2月) ・「環境教育等推進専門家会議」(平成30年1月～3月)
-----------------	---------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房総合政策課 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	河野 通治	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------------------	--------------------	-------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-45)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	214,021	185,123	145,542	105,383
		補正予算(b)	-26,611	-18,139	-28,093	-
		繰越し等(c)	15,740	23,730	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	203,150	190,714	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	146,970	128,871	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針					

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和2年度	△
		1	-	1	1	2	4	11	
	年度ごとの目標値		-	1	3	7	7		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物>仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
23年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和2年度	△	
0		30か所	36か所	37か所	39か所	39か所	41か所		
年度ごとの目標		36か所	36か所	38か所	40か所	40か所			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点で想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したものの、その後、避難指示の長期化に伴い、対策地域内廃棄物量が平成28年5月時点の推計値よりも多く発生していることから、仮置場への搬入が完了した市町村数は昨年度に設定した目標値よりも少なくなっているところ。 また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、ご地元との調整を続けているところ。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成30年度末時点で約230万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(10施設)で計画しており、平成30年度末時点で、4施設が処理を完了、5施設が稼働中、1施設が建設工事中である。 指定廃棄物の処理において、 ①福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については、平成30年度末時点で建設工事中。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県において、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理が平成30年度末時点で仙南圏域及び黒川圏域では試験焼却、石巻圏域では本焼却が終了した。また、栃木県において、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、市町単位での暫定的な集約化の方針が平成30年11月に合意が得られ、県・保管市町と調整を行っている。 福島県においては、平成29年11月に既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、平成30年度末時点で64,341袋搬入された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 廃棄物の処理の進捗状況が定量的に示せるよう、平成26年度から測定指標を対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において定められている市町村数と仮置場の確保・仮設処理施設の設置数に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を表していく。

学識経験を有する者の知見の活用 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 -

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	特定廃棄物担当参事官	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-----------------------	--------------------	------------	----------	--------

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	657,009	473,025	401,114	326,813
		補正予算(b)	297,826	-42,450	-61,810	
		繰越し等(c)	-55,886	97,462	-1,828	
		合計(a+b+c)	898,949	528,037	337,476	
執行額(百万円)	852,812	445,447	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</p> <p>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針</p> <p>・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、二〇二〇年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(2017年11月・抜粋)</p>					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		長期的な目標	
除染土壌等の仮置場等の解消等	<p>平成30年3月までに、帰還困難区域を除き、面的除染が完了した。発生した除去土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては194か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では616か所(平成31年3月末時点)の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施しているところである。</p> <p>また、中間貯蔵施設への輸送等により、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。平成30年度は、除染特別地域においては89か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では242か所(平成31年3月末時点)の原状回復が完了した。</p> <p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で行っている。</p> <p>なお、平成30年度は、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された3町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定を解除した。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は当初の104市町村から89市町村に減少した。</p>	長期的な目標	—
中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、平成31年3月末時点で全体面積の約70%に当たる約1,114ヘクタールが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。</p> <p>輸送については、平成30年度までに、累計で約262万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>除去土壌等の減容・再生利用については、平成28年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」を取りまとめ、同年6月には福島県内から発生した除去土壌を対象として「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を公表した。これらに基づき、除去土壌の再生利用実証事業を進めているところである。「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」については中間年度となる平成30年度に中間目標の達成状況等を踏まえ、見直しを行った。</p>	長期的な目標	—

仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度	○
	-	2千㎡	4.5万㎡	18.4万㎡	53万㎡	183.9万㎡	180万㎡	
年度ごとの目標		-	5万㎡	15万㎡	50万㎡	180万㎡		

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施しており、除染特別地域においては194か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では727か所(平成30年12月末時点)の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。</p> <p>中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施しており、平成30年度は、除染特別地域においては89か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では203か所(平成30年12月末時点)の仮置場の原状回復が完了した。</p> <p>さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を平成30年度末までに4回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で行っているところである。</p> <p>なお、平成30年度は、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された3町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定を解除した。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は当初の104市町村から89市町村に減少した。</p> <p>○平成28年3月に「中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通し」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。</p> <p>平成30年度末までに、当面5年の見通しにある最大輸送量250万㎡に対し累計で約264万㎡の除去土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、平成31年3月末時点で、約1,114haの用地を取得した。</p> <p>平成30年度には「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」について、中間目標の達成状況等を踏まえ、見直しを行った。</p>
	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>
	<p>施策の分析</p> <p>○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。</p> <p>○引き続き、「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。</p> <p>中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参事官 環境再生施設整備担当参事官	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------------------------------------	--------------------	------------------------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-④)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,151	2,194	2,170	2,077
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	2,151	2,194	2,170	
	執行額(百万円)	1,233	1,357	1,343		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針					

測定指標	①研究の採択件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
			24年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度
			15	22	20	23	25	25	20
		年度ごとの目標値		20	20	20	20	20	
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	基準	実績値					目標	達成
			26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度
			92	92	87	90	92	91	80
		年度ごとの目標		80	80	80	80	80	
	③専門家派遣件数 (相談員支援センターにおける専門家派遣件数)	基準	実績値					目標	達成
			26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度
			11	11	51	72	96	87	72
		年度ごとの目標		-	-	72	72	72	
	④福島県「県民健康調査」の進捗		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
			福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県「県民健康調査」の着実な実施

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、23件の採択等実施した。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、統一的資料を改訂するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者等への研修、住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、91%の受講者満足度を得た。なお、受講者の声として、住民の質問に専門家から直接回答があり、不安を解消できた、相談内容を住民間で共有できる良い機会になった、定期的に開催してほしいなどという声があった。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)については、いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、87件の専門家派遣を実施した。 ・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、福島県に県民健康調査にかかる交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。

評価結果	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <p><被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)> 「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。</p> <p><安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)> 「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。なお、実施に当たっては、説明内容の重点化や実施回数などについて改善が必要である。</p> <p><放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)> 「施策の方向性」における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。</p> <p><福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)> 「施策の方向性」において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。</p>
	<p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する</p> <p>【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 笠松 淳也	政策評価実施時期	令和元年6月
-------	--------------------	--------------------	-----------------------	----------	--------